

令和3年8月定例教育委員会 会議録

8月定例教育委員会を令和3年8月27日（金）午前9時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保
委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邊智治

事務局 中村教育部長 長瀬子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹 山田統括主査
長谷川指導主事

【文化スポーツ課】 山本課長

【歴史まちづくり課】 中村課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 和泉

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
 - 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
 - 3 付議事件の審議
 - 第22号議案 犬山市史編さん委員会専門部会委員の委嘱について
 - 第23号議案 犬山市民展審査会委員の委嘱について
 - 第24号議案 犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について
 - 4 通信及び請願
 - 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (3) 9月・10月行事予定表について
 - (4) 議会の議決を経るべき事件
 - (5) 橋爪・五郎丸新子ども未来園建設事業に関する報告
 - (6) いじめ防止に向けて
 - (7) 夏季休業明けの新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について
 - 6 自由討議
 - 7 その他
 - 8 閉会
-

◆議事内容

<p>教 育 長:</p>	<p>開 会</p> <p>ただ今より 8 月定例教育委員会を開催します。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆さんおはようございます。今、議事録の署名が 2 種類回っています。1 つは前回の定例教、それからもう 1 つは、前回の総合教育会議の会議録でありますので、ご署名をお願いしたいと思います。</p> <p>東京オリンピックは何とか終わりました。そして今週の火曜日 24 日、今度はパラリンピックが開幕をいたしました。一方でコロナの感染が非常に今、勢いを増しております、愛知県でも新規感染者が 1 日で 2,000 人を超えるという、そんな危機的な状況となってまいりました。今日から来月の 12 日まで、緊急事態宣言のもとで、様々な制約を受ける生活が、またしばらく続くことになってしまったわけでありませす。全国的に見ますと、8 月の下旬に 2 学期の始業式を予定していた小中学校、或いは高等学校については、夏休みを延長するというそんな自治体も出てきております。最近の新規感染者はインド由来のデルタ株だとか、また新たにペルー由来のラグナ株等出てきたようでありまして、変異種が多く見られて、従来の 9 倍から 10 倍の感染力があるということだとか、これまではあまり 10 歳以下の子ども達、或いは 10 代の若者達にかかりにくかったのですが、今度はそういうわけにもいかずに、若い子達にも非常に感染が強いというような、そんな状況が見られることから、これまで以上の感染予防対策が必要となってきております。このところ、犬山市でも感染者が大幅に増えています。子ども未来園や小中学校、児童生徒幼児等が感染するという事例が、多く見られるようになってまいりました。いよいよ来週水曜日 9 月 1 日から、夏休み明けの教育活動が再開をするわけでありませすけれども、学校での対応は言うまでもありませんが、やはり家庭においても、再度対策を強化していただくように、市教委或いは各学校のホームページで、お願いの呼びかけをしてみたいと考えているところであります。また、修学旅行につきましても、5 月 6 月に予定をしていたところが、8 月 9 日に変更をしたわけでありませす、またこういった状況が出てまいりましたので、再度の延期ということで、計画を今、学校現場とも協議をしているところであります。先日中学校の校長先生方とお話をさせていただいて、12 月 10 日がリミット、12 月 10 日までに修学旅行が実施できる状況であればいいけれど、それを越しての中学校 3 年生の修学旅行は難しいという話をしております。従いまして、12 月 10 日までに実施できればする。例えば、日程ももちろんでありますけれども、方向を変えるとか、方法を変えるという方法がありますので、どういった方法であっても実施したいということであれば、12 月 10 日までに終了する。もしそれ以降に入り込むようであれば、もう、修学旅行は断念をするというような判断を、現時点ではしているところであります。一方、小学校であり</p>

	<p>ますけれども、小学校については、3月の卒業式の直前までは、何とか延ばすことは不可能ではないということで、何とか実施をしたいという学校現場の思いでもあります。学校現場は、これまで以上の感染予防対策を行った上で、教育活動を展開していかななくてはなりませんけれども、子ども達の安心安全を第1に考えて、できる限りの感染予防に努めながら、学校現場として教育活動を、市教委としては教育施策を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方のご指導、ご助言、ご支援をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
	第22号議案
教育長:	第22号議案「犬山市史編さん委員会専門部会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
中村課長:	この案を提出いたしますのは、犬山市史編さん委員会専門部会委員を委嘱する必要があるからです。犬山市史の編さんに関する事項について、専門的な見地から調査及び検討を行うために設置をするものでございます。この委員につきましても、犬山市史編さん委員会規則第5条に基づき、委員長が指名し、教育委員会が委嘱をするものとなっております。部会の開催につきましても、年2回程度開催予定で、女性の比率は28.6%となっております。ちなみに犬山市史編さん委員会は、先日開催されまして、教育委員会教育委員から奥村委員にご参加をいただいております。その席で羽賀さんが委員長となりまして、委員長含めて7名の委員のご指名をいただいたというところで、委嘱をお願いするものです。
教育長:	実務部隊としての専門部会であります。これにつきまして何かご意見ご質問おありでしょうか。特にご異論はないようです。
	では、第22号議案「犬山市史編さん委員会専門部会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	続いて、第23号議案の審議に入ります。
	第23号議案
教育長:	第23号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
山本課長:	前回の定例教育委員会でお認めをいただきました犬山市民展審査会19名の委員のうち、洋画・デザインの部の矢萩武三志氏が辞退され、欠員となったことに伴いまして、前年度の同部門の委員であったかわいふくみ氏を委嘱するものです。
教育長:	今提案があったとおりでありますけれども、犬山市民展の審査委員会の委員につきまして、ご意見ご質問おありでしょうか。特にご異論はないようです。

	では、第23号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第24号議案の審議に入ります。
教育長:	第24号議案 第24号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について」、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出いたしますのは、犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会の委員を委嘱する必要があるからでございます。このプロポーザル審査委員会につきましては、仮称橋爪・五郎丸新子ども未来園建設事業に係ります基本設計を今後進めてまいります。その基本設計の事業者を決めるための手法といたしまして、公募型プロポーザルによる業者選定を進めてまいります。委員については9名、こちらにお示しをさせていただいたとおりでございます。教育委員会プロポーザル審査委員会規則に基づきまして審査委員会を開催し、委員会に委員長を置き、審査委員会の招集は市長が行います。今後のスケジュールは、9月から12月に3回行う予定でございます。その後予定としては、1月に事業者を決定し契約に繋げていきたいと考えております。審査委員会の女性比率については、9名のうち5名が女性になりますので、55.5%でございます。
教育長:	今説明があったとおりであります。犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱につきまして、ご意見ご質問があるようでしたらお伺いをしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。 では、第24号議案「犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
教育長:	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
教育長:	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
山本課長:	令和3年7月15日から令和3年8月12日承認分となります。承認をした事業6件のうち継続が3件、新規が3件でございます。新規事業につきましては、「いぬやま子ども未来塾」、開催日時が令和3年8月21日、令和3年9月25日各土曜日、場所は楽田ふれあいセンター及び各家庭でWEBを利用ということです。それから、新規事業の2点目「寂光院観月会」、令和3年9月21日、継鹿尾山寂光院で開催されま

	<p>す。3点目「INUYAMA CUP 2021」、令和3年8月29日日曜日、エナジーサポートアリーナで開催されます。続きまして、中止・延期の連絡を受けた事業でございます。令和3年7月15日から令和3年8月12日までの間で、主催者より連絡を受け付けした分でございます。件名は「愛知県クロリティ選手権大会」、こちらについては新型コロナウイルスのために中止ということです。なお、昨日新型コロナ対策会議で、犬山市内の公共施設すべて、8月28日土曜日から9月12日日曜日まで臨時休館となりました。公共施設でこの期間に実施される予定だった後援名義事業についても、中止をすでに決定されている場合もあります。今回は中止については、1件のみの報告ですけれども、来月以降の定例教育委員会で、中止または延期の事業報告が増えていくことが予想されております。</p>
教 育 長:	<p>今説明があったとおりですが、これについて何かご意見ご質問等がありましたらお伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
木澤委員:	<p>「いぬやま子ども未来塾」ですが、8月21日に1度実施されているようですが、その辺の報告があればお聞きできたらということと、それから市民が講師となりとありますけど、どのような方がされるのか、教えていただけたらと思います。</p>
大黒課長:	<p>21日に1回目が行われていますけれども、すべての事業が終わってからこちらに実施報告書が提出されますので、まだ実施状況はわかりかねますので、申し訳ございません。あと、講師についてですが、市民の方とか犬山市ゆかりの方を講師とされていて、事業計画では3名いただいています。玉置勇太郎氏、犬山市出身で東京在住、J R 東日本の鉄道員の方。それから森川貴子氏、犬山市在住の主婦の方で、幸せ収納インストラクターの方。それから櫻井幹記氏、犬山市在住の大学院博士後期課程の方です。</p>
教 育 長:	<p>他にご意見ご質問ありませんか。特にないようでありますので、ご承認をいただいたということで、次へいきます。</p> <p>「令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。</p>
大黒課長:	<p>8月に認定しました要保護及び準要保護児童・生徒の認定についてですが、認定させていただいたのは5世帯6名となります。小学生4名で、中学生が2名です。申請数23世帯で不認定18世帯とございますが、これは8月に多く申請があったということではなく、当初に出していただいていたが書類不備があつて、書類が整って審査が今回になったということで、申請数が多くなっています。不認定については所得制限に引っかかったということで、認定を見送らせていただいたということでございます。</p>
教 育 長:	<p>23件の申請があり5件を認定したということではありますが、こういう数を見ると何となく心が痛みます。決まりは決まりでありますので、</p>

	<p>きちっとした基準に基づいて、事務局で審査をしております。その結果であります。何かご意見ご質問があればお伺いします。特にないようでありますので、次へいきます。</p> <p>「9月・10月行事予定表について」、事務局お願いします。</p>
長谷川主事：	<p>資料No.3をご覧ください。こちらは先週時点での予定ですので、今週緊急事態宣言が発出をされまして、今後また大きく中止、延期ということになっていきそうです。現在私の方で把握していますのは、4日の城東中学校の授業参観は中止。それから、4日、11日土曜日の学び場みらいは市内の学供で行う予定でしたが、12日まで緊急事態宣言ということで施設が使えませので、中止または延期ということになります。あと16日～18日の城東中の修学旅行も延期と聞いております。10月になりますが、城東中の職場体験も中止と聞いております。他の中学校につきましても、校内での活動にするなどの対応になるかと思えます。また今後、いろいろと変更をしていくことになっていくと思えますがよろしくをお願いします。</p>
教育長：	<p>いろいろ行事が変更をされる場所がありますけれども、10月18日月曜日東部中学校、21日木曜日に犬山西小学校の学校訪問がありますので、またご予定がいたらご参加をいただきたいと思えます。行事計画表について何かご意見ご質問おありでしょうか。特にないようです。コロナの状況によってひょっとしたら様々な行事等が、延期或いは縮小、或いは中止という状況になる可能性も全くゼロではありませんけれども、状況を見ながら、学校現場と教育委員会、事務局とも相談をさせていただきながら、適切に対応していきたいと思えます。では次へ行きます。</p> <p>「議会の議決を経るべき事件」について、事務局お願いします。</p>
	<非公開>
教育長：	<p>次へいきます。</p> <p>「橋爪・五郎丸新子ども未来園建設事業に関する報告」について、事務局お願いします。</p>
上原課長：	<p>資料No.5になります。こちらの対応につきましては、すでに6月定例教育委員会で、口頭で一度説明をさせていただいたものでございます。改めて紙面でお配りをさせていただきました。こちらの橋爪・五郎丸新子ども未来園建設事業に関する説明会につきましては、令和3年3月26日と28日の2回、こちらの市役所で開催をさせていただき、それぞれ約30名の方がお越しいただき、いろいろなご意見をいただきました。そのご意見に対する対応策をまとめたものでございます。1ページ目から3ページ目までが主に道路関係。そして4ページから5ページにかけてが農業関係。そしてその他として、その跡地利用その他でございます。やはり道路関係につきましては、場所が田んぼの中にあるということで、登園するところが狭いから危険だというお話もいただいております。</p>

	<p>ます。また農業関係につきましては、やはり田んぼの中に来るということで、農薬散布による被害は大丈夫かとか、農業従事者のお立場からですと、苦情が出て困るといような自分達が弱者になってしまうのではないかといような、農業者としての立場のご意見もいただきました。農業者の方につきましては、我々が田んぼの中に、後から建てさせていただくという立場で進めさせていただきますので、これからもお話を聞かせていただきながら、農業従事者の方が弱い立場にならないように、今までどおりに農業ができるような形で、順次お知らせとか事業の進捗は、進めていきたいと考えております。なお、こちらの報告書につきましては、近隣の14町内会に、8月15日号の広報と同時にこの文書そのものを回覧で依頼をさせていただきました。その他、建設予定時周辺の土地所有者約176名。また、建設予定地の土地所有者6名。そして、建設予定地の南西部のところに住宅地が約13軒ございます。こちらの住まいの方、それから、この農地を耕作していらっしゃる方がおみえになります。約200名の方につきましては、この文書を直接郵送でお送りをさせていただいているところでございます。また、併せて、橋爪、五郎丸子ども未来園の在園児の保護者につきましては、メールで同じ内容を配信させていただいて、今は完了しているところでございます。特段、今8月末になってこれで2週間経ちますが、大きなご意見などが無い状態で、今日を迎えているところでございます。</p>
<p>教 育 長:</p>	<p>地元の方にしてみれば、現状に変化があるものですから、いろいろ心配されることがあったようでありませけれども、このようなご質問に対してはこのように対応していくといようなものを、紙面に記したものであります。これについて何かご意見ご質問おありでしょうか。ないようですので、次へいきます。</p> <p>続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。</p>
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中は児童生徒の様子がわからないから、出校日は少しでも変わったところがないか子ども達をしっかりと見てほしい。 ・出校日には子ども達の様子を観察しながら、声かけをしてもらっている。中学校については、夏休み明けに教育相談を設けて、子ども達の把握をする予定である。 ・夏休み明けは学校に行きたくないという問題があるが、何かそれに対する対策はあるか。なければ検討してほしい。 ・今年度から、学習端末の持ち帰りで「心の天気」を活用しながら、各学校で心配な生徒の把握をしている。 ・夏休みが明ける2～3日前に、ズームなどでほんの少しの時間でも実際に子ども達と顔を合わせるといことをやっていただくと、繋がりができて子ども達が安心して登校できるのではないかと思う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校は、出校日も「クラスルーム」というソフトで行ったと聞いている。事前に子ども達に投げかければ可能だと思うが、今回は事前に話してないので、今から実施するのは難しい。 ・個々の子ども達にきちっと目を向けて、できる限り手厚い支援ができるよう学校現場にお願いしていきたい。 ・夏休み中のタブレットの活用について聞きたい。 ・「心の天気」は多くの児童生徒が取り組んでいる。「心の天気」のやり取りで、悩みを聞くことができているという話も聞いている。また、夏休みの課題に活用している。 ・学校現場には、家庭や学校でのタブレットの活用について、最大限可能性を探るように依頼してある。
教 育 長:	<p>次へいきます。</p> <p>「夏季休業明けの新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について」、事務局お願いします。</p>
高木主幹:	<p>9月1日からの学校再開と新型コロナウイルス感染防止対策に向けた対応についてお知らせの文書になります。資料については、愛知県教育委員会から、このような文書で学校長名で出して欲しいという依頼があったものです。併せてご覧いただくといいと思います。緊急事態宣言下の学校再開になります。しかし、学びの保障の観点から、9月1日から通常登校にしたい。しかしながら、保護者、地域から学校再開に向けて、不安や心配の声が多く寄せられていますので、このような文書を作らせていただきました。学校現場ではさらに強い危機感を持って、感染防止対策をすること。そして、登校を控えたいというご家庭もあるかと思えます。そういった児童生徒に対する学習保障のための、オンライン配信等の学習に対する支援を考えております。一度ご覧いただいて、ご意見をいただきたいと思えます。</p>
教 育 長:	<p>前回、一昨年、3月4月5月と3ヶ月間臨時休校がありまして、その開けた時にも、こういった文書が出されました。中には、保護者の方で「感染が拡大してもいいのか」というご心配や、実は田中委員からも「事前に保護者にお伝えしなくてもいいのですか」というご意見もあったものですから、やっぱり必要であるということで、昨日、校長会でも採めました。今日、定例教で皆さんのご意見をいただいて、この後、市のコロナ対策の本部会議で、最終的にこのようで行くということで合意が得られた時点で、保護者にメールで大まかなことを配信し、各学校のホームページと教育委員会のホームページに、この内容については掲載をしていく予定でおります。ですので、これはすぐに対応していく必要がありますから、ご覧いただいて率直なご意見をお伺いし、よりよいものにして外に発信をしていきたいと思えますので、遠慮なくご意見がいただけたらと思えます。</p>
田中委員:	<p>保護者の方が、一刻も早くやるのかやらないとかというところは、思われている状況だろうなと思っておりましたので、速報としてやるなら</p>

やりますということだけでも、お伝えするといいいのかなということ、確認をさせていただいたところです。基本的に犬山は、少人数指導とか少人数学級というところが安全性の確保として、他の市町よりもより安全性が高いというところを生かして、活動を再開していただければと思います。それで、この県と市の両方を、今、拝見しているところですけども、まず、県のほうからですけど、星印が3つありまして、出席停止というのは学校保健安全法の19条で、学校長の判断もかなり権限が強いものとなっていて、要は感染が確定していなくても、疑いがあれば権限は執行できるというような理解をしているのですが、星印の1つ目の「登校は控えてください」と2つ目の「登校させないでください」というところの文言の違いが、結構大事だと思ひまして、星印の1つ目のところは、自粛要請に近い協力依頼みたいなところだと思いますけども、2つ目は、場合によってはかなり強い意味合いで、若干文言が変えてありますけど、より保護者の方にも直接的に、こういう権限が学校にはありますとか、学校保健安全法という法令によって登校させてはいけないとか、説明が難しいですけど、これは協力依頼ではなくて、強制的にそういうことだという措置もあり得ると思いますので、この辺り、控えてくださいと登校させないでくださいの違いは何だろうと、抽象的に文言を留めてしまうと、逆に保護者の方も理解がなかなかされない場合があるのかなという気がして、この辺りの説明が文章はこれで、プラス電話とか口頭で説明される時は、もう少し説明を補足するとか丁寧な説明が必要なのかなと思ったところです。それで、市のほうですけども、教えていただきたいのですが、「4、家庭で留意いただきたいこと」のところで、この濃厚接触者の濃厚接触者というのは、そもそも濃厚接触者という言葉の定義ですけど、保健所が指定するものという理解でいいのかということですけど、その場合に、濃厚接触者の濃厚接触者という指定というのは、保健所からされるものなのか、どうなのですか。

教育長： かつてはそうでしたが、先日新聞にも載っていたのは、現在は、保健所と協議して休校や学級閉鎖を決める。学校側が関連者以外の児童生徒から聞き取り、濃厚接触者に該当するかどうかを判断することを想定。これまでは保健所が指示を出していましたが、実は保健所も今、もう大忙しで、例えば濃厚接触者でPCRに回したほうがいいのかという人間がいても、2週間自宅待機をなさいと。要はすぐにPCRが実施できない。PCRを実施して陽性だった時に、それなりの手が打てないものですから、2週間自宅待機をせよと。濃厚接触者であっても、自分が濃厚接触者がいると思ったら、連絡を取ってくれということは、保健所の責任ではなくて、いわゆる市民の責任で濃厚接触者を割り当てよというような方向に、今変わってきています。だから今後、例えば今、田中委員がおっしゃったように、学校側が濃厚接触者以外の児童生徒から聞き取って、濃厚接触者に該当するかどうかを判断する。これからは学校側が特定していかなくてはならない状況に多分なってくるだろうと

	<p>思います。だから、濃厚接触者ということは、ある程度接触があった人間が、陽性になった場合は濃厚接触者かなど。濃厚接触者とも、ある程度接触があった人間が、濃厚接触者の濃厚接触者。なかなかこの辺り難しいものですから、括弧書きの後に、濃厚接触者は、同居家族や接触のあった知人が、抗体検査やPCR検査で陽性になった場合。濃厚接触者の濃厚接触者はといたら、記載のような方との接触があった場合というような判断。なかなか書くのが難しいですけどね。実は当初は濃厚接触者の濃厚接触者になった段階で、はっきり保健所から伝えられたものですから、親からも濃厚接触の濃厚接触でしばらく学校を休みますという話もありましたが、最近、突然、陽性になりましたという連絡があります。つまり、濃厚接触或いは濃厚接触の濃厚接触の段階で、学校に連絡がないということですね。これは実は、保護者から学校に報告がなければ、学校は知る由がないのです。保健所も手が回らないということで、それぞれの立場で、それぞれの機関ができることをやっていくことが必要かなということは、今、思っています。</p>
田中委員：	<p>安全な学校再開ということを制度として保障する場合に、おそらくこの4の「次の場合は必ず学校に連絡ください」というのは、保護者に多分協力依頼であって、強制力がないわけですよ。法的に必ず学校に連絡しなくてはならないというのであれば、本来はおそらく、保健所から学校に連絡がいくというのが、本当は公衆衛生上というか、システムとしてそれが成り立ってなければ、学校の安全というのは、もう結局、保護者の協力任せになっているというところが、それでいいのかというのは懸念としてあって、結局学校のほうで何とか頑張ってくださいというようなところが、非常にこれは教育委員会として心苦しいというか、責任を持って学校再開を胸張ってできない状況がやっぱりあるんだなというところで、非常に難しいなと、今、感じているところです。要は必ず連絡くださいということも、必ずというのは、ご協力くださいのレベルになっているということで、現状、法的根拠の義務ではないということですね。</p>
教育長：	<p>要は子ども達の安全安心、学校で感染を拡大させないためには、家庭からもご協力いただかなくてはならないし、学校も頑張っている、教育委員会もサポートしている。ご協力くださいだと何となく弱いかな、かけなくてもいいかなと思ってしまうと、他の子ども達に感染をさせてしまうことになってしまいますので、これはもう必ず連絡してください。義務ではないけど、必ず連絡してねという強いお願いであります。</p>
田中委員：	<p>太字にするとかゴシックに変えて点を打つとか。要は、社会的に医療がもう回ってないというところで、もう学校として必死なんです、どうかお願いしますというところで、その辺りを強調して、とりあえず再開していくしかないのかなと。その文言のところ、強弱をつけて説明をした方が、より保護者に伝わるのではないかと思います。あともう1点ですけど、2番のマスクをつけることが出てきていますけど、マスクとい</p>

	<p>うのも、今、デルタ株なりラムダ株というところで、大分明らかになってきていますけども、布マスクやナイロンマスクというのは、結局ウイルスを持っている人がつけても、意味がないと言われていまして、要はマスクをつけるという習慣は、もう1年半で随分と当たり前になってきていますけど、どういうマスクをつけるかというところは、何となくむしろだんだんこう形式化しているのではないかと危惧していまして、特に子どもの場合、どうしても距離も近くなってしまいますし、声も大きくなってしまいますし、より大人がマスクをつけるという習慣よりも、そこはもう少し徹底的にやっていかなければいけないのではないかと。つまり、子どもで布マスクとかナイロンのマスクをしている場合は、それはもう不織布マスクに変えてもらったほうがいいのではないかとか、そういう対応も、学校現場として考えていかなければいけないのではないかなど。例えば不織布マスクを用意しておいて、貸し出ししたりとか、保護者に対して不織布マスクを原則つけさせてくださいとか、その辺りも、もう少しここは踏み込まないと、むしろ学校の安全は保たれないのではないかと、要はマスクに対する共通理解というか、その辺り、学校の先生方もそうかもしれませんけども、やはり、不織布マスクとナイロンマスクは相当違うということの認識、これは科学的な理解の問題ですけど、その辺りの共通認識は、もっと学校としてやっていかなければいけないのではないかとというところは、文書を読んだ限り思ったところです。</p>
<p>教育長：</p>	<p>マスクについても、中には、「何でマスクを付けなくてはいけないのか」という保護者もおみえになります。だから、これもなかなか難しい。田中委員がおっしゃることはよく理解できます。それこそ、二重にされてみえる方もみえるし、いろいろおみえになるものですから、おっしゃることもよくわかるし、ただ難しい部分もあります。感染予防対策を徹底させるならば、それぐらい保護者に強くお願いしてもいいよという意味合いのお話だと思えますけども、この辺りこうしろというと、必ず逆に反発が出てくるし、不織布マスクにしてくださいと言え、何でだと、もう来ることは目に見えているものですから、この辺りはマスクをするというようなやわらかい表現にしておいた方が、というようなこともあります。ご意見としては十分わかります。先ほどのこちらの件ですけども、これ実は県からそのまま来ている文書です。おそらく、登校を控えてくださいと、登校させないでくださいというのは、ニュアンスが変えてあると思います。要は曖昧な状況でわからない時は、登校を控えてください。濃厚接触者に特定された場合は、陰性が判明するまでは、登校させないでください。これはもうほぼ禁止です。だから多分、そういう使い分けがされているとは思いますが、その辺り、昨日の校長会でも話が出たのですが、出校停止が校長の権限でも認められていますので、例えば、濃厚接触者の段階、或いは陽性者でうちは学校へ行かせると言っても、これはやっぱり学校へ来させないという手がありますの</p>

	<p>で、これはもう校長の権限でやってくださいと言ってありますので、学校現場はそういう対応を取ることになると思います。他にありますか。</p>
<p>教育長職務 代理者：</p>	<p>今の部分で、県のほうは「検査でご家族の陰性が判明するまでは、登校させないでください」という禁止用語が入っていますが、市のほうは「保健所から登校を見合わせるような判断が示された場合は、自宅待機とし欠席連絡をお願いします」というふうで、禁止用語というか強制的な言葉が入ってないのがちょっと気になっています。保護者は働きに出なくてはいけないから、子どもだけ置いていけないからと、各自でゆるい判断をして、保護者が子どもを登校させてしまうのではないかと心配です。今は濃厚接触者になったからといって、すぐにPCR検査を受けるということも難しくなっていて、検査を受ける時期も各家庭の判断になってしまうと、余計にこういった曖昧な表現だと心配ですので、県のような「検査でご家族の陰性が判明するまでは、お子様を登校させないでください」という言葉の方が、僕はしっかりと伝わると思いました。</p>
<p>教 育 長：</p>	<p>実際に濃厚接触者になったり、濃厚接触者の濃厚接触者になった場合については、原則学校に連絡があります。そうすると2週間は学校へ来ないでください、出席停止ですということは、その場でお伝えはします。そのことは文言では書いてないですけど、4の必ず学校に連絡くださいという時には伝えてあります。ですから濃厚接触者になったら、陽性陰性は問わず、2週間登校しないよう依頼します。文面にはきちっと表せられる部分とちょっと曖昧でしか書けない部分があるものですから、こういう表現にはなっています。奥村委員のおっしゃることもわかりますが、そのことについてはきちっと、連絡があった時点では、学校へ来ないようにお願いをしております。</p>
<p>田中委員：</p>	<p>これは表とかフローチャートとかにできないですか。要は、これをすべてのご家庭の方に理解していただくためには、1目で、この場合はこうしてください、この場合はこうですとか、その場合こうですとか、最終的には出席停止扱いしますから安心くださいとか、そういうものが、しかも、例えばこの裏面にそのフローチャートを作って両面にして、冷蔵庫など家庭のわかるところにも貼っていただけると便利ですとか、フローチャートで見てもわからなければ、ここに連絡してくださいとか、保護者に理解していただけるような表現が何かできればと思います。</p>
<p>教 育 長：</p>	<p>昨日の校長会で少し表現の仕方を変えて、わかりやすくしてもらいましたが、まだわかりにくいですか。</p>
<p>堀 委 員：</p>	<p>わかりにくいとは思わないですし、大体わかっていることを書いてあると思いますけれども、ただ、こうして読んでいくと、わかりづらい人もいるかもしれない。さっき田中先生がおっしゃったように、こういうふうになったら、こうですという図であれば、それはやはり、今の方は特にそのほうがわかりやすいと思います。それで説明として、この文書があれば。図にするというのは、すごくいい考えだと思います。</p>

木澤委員:	確かに図はいいと思います。これだけの文書を私達は協議しなければいけないので、しっかり見ますけれども、ご両親にとって家族にとっては、これをゆっくり読んでいるというのは、なかなかだと思います。
教育長:	そうするとこの部分だけ特化して、こういう場合は登校を控えてください。この場合はもう学校へ来ないでくださいと。わかりました。今日は難しいので、まずはこれで出させていただきます、次の段階で、9月1日のこちらを出す時に、図を見てわかっていただきやすいような方法を取りましょう。他どうですか。
子ども・子育て監:	子ども未来園の方については、去年の3、4、5月の時もそうでしたけれども、開園については継続をしていきますということで、子ども未来園、幼稚園、それから児童クラブについては、引き続き開園して、感染対策を徹底して、続けていくということでやらせていただきますので、ご承知おきください。ただし貸館業務、例えば児童センターであるとか、子育て支援センターについては、明日から閉館させていただきますので、ホームページにも載りますし、子ども未来園や幼稚園の保護者の方には、「コドモン」を通じて連絡はさせていただきます。
教育長:	小中学校だけではなくて、幼稚園、子ども未来園も、考えていかなくてはいけない部分であります。ありがとうございました。
自由討議	
教育長:	自由討議に移ります。発言はありますか。
事務局:	ありません。
その他	
教育長:	何かありますか。
事務局:	ありません。
閉会	
教育長:	これをもちまして、8月定例教育委員会を終了（11：04）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 9月28日（火）13：30 401会議室